

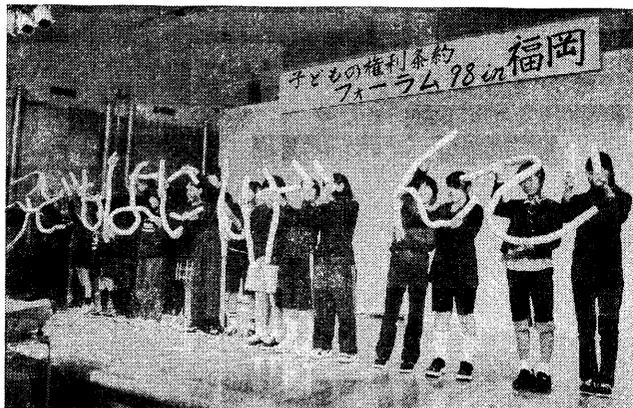
子どもの権利条約



イラスト/土田義晴

〔目次〕

- ◇子どもの権利条約フォーラム'98特集
- オープニングパフォーマンス…………… 1
- “人権の木”よ、大きく育て！…………… 2
- もう黙っておれん、で福岡に結集…………… 3
- シンポジウム「地域からの権利実現」…………… 3
- 子どもの権利条約九州バージョン…………… 4
- 全体会でおとなが“反省”！…………… 4
- 子ども参加にもう一工夫を…………… 5
- 安心・自信・自由と権利条約…………… 5
- ◇子ども参加型まちづくり
- 滋賀県近江八幡市
- 「ハートランドはちまん議会ジュニア」…………… 6
- ◇第2期ネットワーク学習講座から…………… 8
- ◇インド児童労働キャンペーン…………… 10
- ◇ネットワーク編「学習子どもの権利条約」…………… 12



子どもの権利条約フォーラム'98

九州で初開催、福岡が燃えた！

十一月の恒例行事となった「子どもの権利条約フォーラム'98」は、同月十四日、十五日の両日、九州福岡県の春日市、クローバープラザにおいて開催された。参加者は、のべ約八〇〇人余り、子どもたちだけでも二〇〇人余り、いずれも九三年に始まるフォーラム史において、“新記録の大人入り”となった。

一日目（十四日午後）全体会のオープニングは、華やかな和太鼓演奏に始まり、「地球市民シユニア倶楽部」の子どもたちの踊り、「福岡子ども会議実行委員会」による「子どもの権利条約九州バージョン」の発表、「筑紫子ども会議」の子どもたちによる「権利条約パフォーマンス」と続いた。その後、おとな中心の行事Ⅱシンポジウム「地域からの子どもの権利実現」と、子ども中心の行事Ⅲ子どもの人権宣言「未来ネットワーク」にわかれて、意見・情報交換が行われた。（二日目の分科会は、五〜七頁）

子どもの笑顔が輝いて

—— オープニングパフォーマンスから ——
樋口 けい子（実行委員会事務局長・小学校教師）

子どもの権利条約フォーラムは子どもたちのメッセージで始まった。

差別に苦しみ、悔し涙を流している子どもがいます。

あきらめると大人に言われた子どもがいます。

立ち上がろうとし、打ちのめされ、絶望した子どもたち。

（中略）
子どもは人間です。
この「約束」は、そのことを認める

ところから始まります。人間だから差別を受けない。人間だから、権利をもっている。

福岡県子ども会議の筑紫支部のメンバーを中心にこの劇に取り組んだ子どもたちは、条約の内容を自分たちなりに受け止め、詩や歌、踊りで表現した。地元実行委員会として、フォーラムのオープニングでは権利条約についての共通理解が一定必要ではないかと考えた。しかも、子どもにも分かりやすい

形で、堅苦しくなく伝えたいと考え、子どもたち自身にやってみてもらえないかと福岡子ども会議の代表委員会に相談した。その結果、八月にも筑紫地区での平和集会でオリジナルの劇を作って上演した筑紫地区のメンバーが取り組むことになった。

子どもたちが自分たちの手で取り組むには、いろいろな困難があった。いつも協力してくれる先生たちが忙しい時期であり、送り迎への協力ができないし練習にも関われないと言われた代表委員の高木さんは、「自分たちの力だけでもやりたい」とがんばってくれた。白水さんは地域の公民館を練習の場として確保し、植松さんたち中学生は部活で忙しい友達に一人ひとり声をかけてメンバーを集めた。おとなたちも、母と女性教職員の会で活動しているお母さんや地域の先生から協力してくれる人が集まった。

しかし、みんな部活や学校行事で忙しく、四回しかない練習日にもなかなかメンバーがそろわなかったり、準備ができていなかったり、取り組む姿勢もさまざまでおとなたちをやきもきさせました。

そんな厳しい状況がありながらも、それぞれがこのパフォーマンスに関わることによって自分の気持ち表現することの大切さを感じていったようだった。さいごに「子どもはにんげんです」の文字をつくりあげた時の笑顔が輝いていて印象的だった。

”人権の木“よ、大きく育てて!

未来ネットワークとわたし

久木原 豪 (福岡県「子ども会議」)



みんなで育てた“人権の木”

赤ちゃんの輝く目がつらい

あなたは、赤ちゃんの目を見たこと

がありますか。赤ちゃんの目は、どんな水よりすんでいて、その目から放たれる輝きはまるで太陽のようです。そんな赤ちゃんの目を見ていると、なぜか、わたしはつらくなります。何とか、心の一番柔らかい部分をぎゅっと締め上げられるような、そんな気分になります。この何ともいいあらわせない感情こそが、わたしが未来ネットワーク、そして人権の木に携わる原動力となつたのは、何とも皮肉なことです。わたしは、未来ネットワーク企画に、

幸運なことにその土台づくりから参加

することができました。その企画段階途中で生まれたのが、あの人権の木です。わたしは、前から子どもたちの生きた声をどうにかして多くの人に伝えることができなかつたと思っています。そこで、思いついたので。子どもの意見をそのまま自分自身の手で紙に書いてもらおう。そして、それを木の葉にして、一本の木をつくらう。木は、力強い生命の源。木は、豊かに葉を茂らせ、その下には、多くの生命が集まり、木もまた、その生命とともに育つ。そんな木になるようにという願いを込めて、人権の木を多くの人たちとともにつくつたのです。

十一月十四日、わたしはそのような気持ち胸に司会をしました。恥ずかしいことに、わたしはあの日約三時間の時の記憶が、あやふやなところがとても多くありました。それだけ、自分に余裕がなかつたのです。しかし、今おもう返してみると、結構いろいろなことがありました。予想以上の参加者が次々に会場に来てくれて、時には真剣に、そして、ほほ笑みながら自分たちの権利について考えてくれました。当日は、権利をテーマにしたビデオ

オや劇が披露され、福岡県「子ども会議」の「子ども人権宣言」作成の経過の発表など、いろいろな方向から権利というものをとらえることができただけではないでしょうか。それが、少なからず人権の木に生かすことができただけで、司会をするものとしてうれしかった。

”人権の木”でちよつと救われた

人権の木の作成は、未来ネットワークの最後の九〇分ほどの時間のなかで行いました。そこでは、多くの子どもたちが集い、各々話し合いながら、人権の木の葉に自分たちの声を写していました。なかには、無言のままの木の葉があつたり、びつしりと書いてあつたり、急いで書いたような、だけど辛そうな葉があつたりしました。未来ネットワーク終了後、その木の葉は、大勢の人の目に写り、人の目を引き寄せました。その瞬間、わたしは本当に良かったとおもつたと同時に、心の痛みも少しなくなつた気がしました。わたしは今までいろいろなことから逃げていたのでしょうか。だから、赤ちゃんのあの真つすぐな目を見ると自分が辛くなつたに違いありません。わたしもまた、あの木に助けられた一人です。あの人権の木は一本ではありません。皆さんの心のなかにも一本ずつあります。その木をどうか皆さん強く育ててください。この木はいつでもわたしたちを見守ってくれます。あの赤ちゃんの目のように真つすぐあなた自身を。

”もう黙っておれん”で福岡に結集!

—子どもの権利条約フォーラム98 in福岡を主催して

門田見 昌明 (実行委員会委員長)

「楽しみながら、あまり無理せず、できることをやっていきましょう。」初めての準備委員会での、喜多さんのこの言葉に見事に乗せられて、予想以上の盛り上がりうちにフォーラムを終わることができました。試行錯誤以前の状況の中からの出発でしたが、ある意味では「機が熟していた」といってよいのかもしれない。



子どもたちが街頭宣伝! 左端が門田見さん

未来を担っていく子どもたちの現実の厳しい状況、その子どもたちの主体形成にとって余りにも心貧しい日本の社会環境、「もう黙っておれないこの状況」が多くの人々を駆り立てたのだと思います。「子どもを権利行使の主体に」「子どもとおとなのパートナーシップの実現を」という柱を掲げて、地味な実践の中で育ってきた各地の「子ども会議」の子どもたち（おとなに近い子どもも含め）と、この子どもたちと共に学び育ってきた多くのおとなたちが、このフォーラムを創り支えてきたと思います。最後の総括集会で、子どもの側からのおとなへの厳しい批判と意見がありました。運営上の問題というよりは、おとなたちの意識改革の課題として厳しく受けとめたいと思います。

「楽しみながら、無理せず」と口では言いながら、実行委員の皆さん、特に事務局を引き受けて頂いた九大の皆さんにはかなりの苦労と無理をお願いしました。今あらためてご苦労様、ありがとうございますと紙面をかりて申し上げます。

子どもの権利フォーラム98福岡

川崎や川西市に続く

—シンポジウム「地域からの子どもの権利実現」から—

津島 朋憲 (実行委員)

オープニングフォーラムで、子どもによって企画された福岡の方言に訳した権利条約の発表や寸劇などがあり、その興奮もさめやらぬホールでシンポジウムは開催されました。人の入りも最初こそそれなりに空席が目立ったものの、後半に意見交換が活発になるにつれて、会場は異様な熱気に包まれました。

司会者を含めて七人のパネリストは心ならずも全員男性。はじめに司会者の荒牧さんからひとこと遺憾の意の表明はあったものの、後半の会場からの質問でも「以後は絶対に女性も」と釘をさされ、たじたじの様子でした。

直前に子どもの積極的な活躍を拝見した後ということもあり、また、実際の取り組みに成功している地方公共団体の夢のようなお話がたて続けだったということもあり、会場の雰囲気は終始和やかで、壇上のみなさんからも、会場からも忌憚ないところが聞けたと思われまます。

川崎市では、行政が創って提示する条例案ではなく、民間の組織作りを含めて民間の中で浸透していく権利条約とその条例づくりに特別に力が入られ、その関わりの中で子どもや市民の手の中にある本場の地方行政が進んでいきつつあるようです。事実、情報公開条例などで開示請求の出来る内申書

などについても、学校現場には実際に情報が浸透していなくて、「内申書によるストレスがある」という子ども委員の意見も聞かれるなど、実際のな取り組みに関する話も多く拝聴できました。川西市からは、もともといじめ問題が深刻だったこともあり、子ども人権電話相談などの経験を生かし、子どもの基本的人権を確立するためにオンパズパーソン制度の導入がはかられつつあること、教育の課題として「子どもの救済」を進めてきたことなどについて何うことが出来ました。家庭と学校と社会の三者がそれぞれの課題を担い、それぞれの役割を果たしていくなかでネットワークづくりに取り組んでいるとのことでした。

それぞれの行政の中で携わっている方々の直の声のほかに、福岡で政治倫理条例づくりに取り組まれている斉藤先生の経験に裏打ちされたお話を聞くことが出来た。そこでの細かな行政上の区分や担当、実際に反対派からぶつけられた意見や、子どもの反応など、どれもこれもこれからの動きをつくっていくために福岡では実務的に役に立つ話が多く、大変参考になりました。

これを機会に、福岡でも川崎市や川西市に続け、という動きを続けていきたいものです。

堂々と権利を主張できる子どもが現れた

「全体会でおとなたち」反省

後藤 尚子（実行委員・劇団風の子）

『子どもの権利条約』が日本で批准されて早四年。まだまだだなあ、と感じたフォーラムだった。

本来、主役であるはずの子どもたちからこのフォーラムがおとな主導のものであったことを指摘された。二日間のまとめの全体会でのことだ。たしかに、どこの分科会にも入ることができずにロビーに集まっている子どもたちが気にはなっていた。彼らをないがしろにしていたわけではないが、結果としてこうなったことはきちんと受けとめていきたいと思う。

それにしても、『子どもの権利条約フォーラム』でさえこの有様なのだから、社会全体から見れば『子どもの権利』なんでもものは、スズメの涙ほどの存在感しか持ち得てないのかもしれない。残念なことだが、それを証明するかのようなジュネーブ・子どもの権利委員会の総括所見を見るにつけ、そう思わざるを得ない。

だが、落ち込む必要はないのだ。

現に、『子どもの権利』にまだまだ未熟なおとなの前で、黙することなく、堂々と権利を主張できる子どもたちが

現れたではないか。全体会で発言した子どもたち、また、参加した子どもたち、権利を身につけた子どもたちが

着々と成長しつつある。素晴らしいことだ。彼らが『おとな』と呼ばれる存在になった時『子どもの権利条約』は、

大輪の花を咲かせてくれると信じて、わたしは今、種を蒔き、土を起こし、せっせと水やりにいそしんでいる。

福岡子ども会議

「子どもの権利条約九州バージョン」

子どもの権利条約・前文

どこの誰でん、人に好かん思えばさせたらでけん。そんなこつが、自由で、そらごつのなか、平和な世界ば作るったい。

世界中の誰だっちゃ、ばさらか大事か人ばい。そしてどぎゃん人でん、大事大事にするこつで、我がたちの社会や生活を、ようしていこうち決めたったい。

差別はどぎゃんこつあったって許さん。そんなこつば世界中の人と決めたったい。

うちらが（おいたちが）のびのび生きていく為には、たまにゃ大人の助けや力ば貸してもらわないかん。

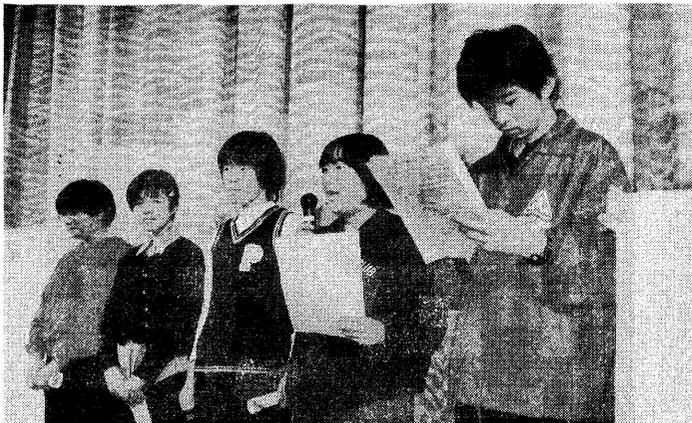
いろんな家族があるばってん、うちらが（おいたちが）のびのび暮らす為には、家族にも助けが要るったい。

おいたちが（うちらが）のびのびと育っていくにはのびのびできる場が欲しか。

おいたちが（うちらが）子どもやろうが、一人の人間として認めてくれんね。そしておいたちは（うちらは）大事にされて生きていきたかね。育っていきたかね。

こんこつは、どこん国の子どもってん安心して生きていけるこつ、みんなが決めた約束ばい。

（全文は『季刊子どもの権利条約』3号に掲載予定）



発表する子どもたち

条約をどう生かすか — 分科会で交流

二日目（十一月十五日午前10時〜午後3時）は、10の分科会に分かれて熱心に議論が交わされた。

テーマは「子どもの権利条約入門ワークショップ」「NO、GO、TELL」僕たち・私たちがイヤだなと思った時に困らないためのプログラム」「不登校と子どもの権利」「子どもに立つ少年法」「まちづくりと子どもの参加」「世界の子ども、日本の子ども」「子どもの権利委員会勧告をどう受けとめるか」「学校と子どもの権利条約」「障害児と共に生きる」「女も男も、そして誰もが主人公」。

どれもが充実した分科会であったが、その中から第二、第五、第六分科会の担当者から感想を聞いた。

子どもも参加にもうひと工夫を

—「世界の子ども、日本の子ども」分科会を担当して

吉野 あかね（地球共育の会・ふくおか）

「いまの子どもに権利を与えると、ますますわがままになる」。これは、賛同団体を求めて訪ねた先のある方が発せられた言葉であった。誰もが「子どもの権利」に対し肯定的な反応を持って

そ、「子どもの権利条約」に対する理解を広げる必要性も高いということなのだろう。

盛況だった第六分科会

今回の私は、「世界の子ども、日本の子ども」という第六分科会を担当した。バンクラディッシュ、ケニア、ハンガリーの話を、おとな二人、子ども二人の発表者をお願いした。子どもたちの参加を期待して、発表者の話を聞くだけでなくワークショップ形式を取り入れ、子どもとおとなの対等な意見交換もねらいとした。フォーラム最後の全体会では、子どもが参加しにくい分科会がほとんどだったという、子どもか

らに厳しい意見が出ていたが、幸い第六分科会は、のべ60人近くが参加し、その半分は子どもたちであった。しかし、子ども自身に司会をしてもらうというようなことは分科会の企画段階では思いつきもしなかったし、子どもたちに企画運営を任せることに実績を持っておられる先生が自分の近くに居られたことを、フォーラム終了後に知り、残念に思った。

今回フォーラムに参加して感じたことの一つに、資金調達のことがあった。助成金を拠出してもらえ可能性のあった団体への助成申請が間に合わず運営資金にゆとりがなかった。実行委員として分科会の準備をしながら、同時に賛同個人・団体を集める活動をする

いくらかの謝礼が支払われてもいいのではないかと思う。

一過性のイベントに終わることなく

ある参加者が「このようなフォーラムに参加する人は学校現場ではマイノリティで、マジョリティ（多数派）の教師からは、特殊な人と思われていると思う」というようなことを語った。権利や人権に対する意識の高い人だけでなく、より広範な人々が自然に関心を持てるようなフォーラムづくりも期待されているのではないだろうか。今回、フォーラムへの参加を通して、福岡で活動している多数の団体を知ることができ、今後ネットワークを拡げていく可能性を感じるとともに、将来に渡る継続的な活動につなげていかなければ、単なる一過性のイベントになってしまうということ強く心に留めておきたい。

その、「子どもの権利条約」に対する理解を広げる必要性も高いということなのだろう。

安心・自信・自由と権利条約に

向き合っていきたい

— 第二分科会 No.60 の

思った時に困らないためのプログラム

渡辺 章子（ふくおかCAP）

これまで学びたいなと思っていた「子どもの権利条約」に、このような形で関わることができてとてもうれしく思っています。

今回、この分科会では、いつも学校などでクラス単位を基本として行っているCAP子どもワークショップを低

学年・高学年に分けて二回とおとなのセミナーを一回行いました。参加してくれた子どもたちの様子を見てみると、お母さんと一緒に来た低学年の子どもたちが多く見られました。また、高学年のワークショップに高校生が見学という形で参加してもらった

り、参加者全体の受付も高校生にしてもらいました。

いろんな学校に通う学年の異なる子どもたちを対象としたため、最初は不安もありましたが、楽しい時間を過ごす

子どもとおとなの新しい関係でまちづくり

—第五分科会「まちづくりと子どもの参加」から—

横山 孝雄 (実行委員)

ことができてよかったと思っています。おとなのセミナーでは、「興味を持って来てくださる方が多いのではないだろうか」「私たち参加者の方から学びたい」との思いから、いつものお

日頃から「子どももまちの住民であり、まちの主人公である」ということを考えていたつもりが私であったが、この分科会で「まちづくりに子どもも参加するということ」はどういうことかということ、子どもたちの発言から実感として感じることができた。四本の事例報告は、子どもと青年を主体とした地域をつくる活動や行政が子どもたちのワークショップで公園づくりをすすめる取組みなどだった。中でも遊び場づくりを子どもたちのプランにもついで複数の業者が企画案を作成し、その説明を受けて子どもたち

となのセミナーの中身にプラスする形で、参加者の方との意見交換を行い、大きな収穫がありました。今回のフォーラムをきっかけに、改めてCAPが子どもたちに伝えている

が投票し建設業者を決定していく近江八幡市の取組みは会場の参加者をうならせた(山本報告)。事例報告後は高校生の進行で、子どもたちの時間となった。テーマは「自分のまちのいいところ、気になるいやなところ」で、子どもみんなが発言した。おとなたちも引き続き発言したが、環境の危機が叫ばれる今、子どもたちはその危機をストレートに感じとっていた。「まちづくりはおとなだけでなく、また子どもだけでなくおとなも子どもも一緒に発言し話し合っていくことが

「安心・自信・自由」の三つの権利と「子どもの権利条約」に向き合ってきたと感じました。このフォーラムをスタートにして、ネットワークが広がっていくことを願っています。

大切じゃないか」と発言した子どもの意見に驚いた。それは子どもと大人の新しい関係でまちづくりをすすめていくこととの提案であったにちがいない。私たちおとなはこれまで子どもの育みを思い様々な発言も活動も行ってきたが、それだけでは不十分だったのだ。まちづくりのあり方に子ども自身が直接発言し行動していくことが実現されなければならぬ。来年は会の最初から子どもたちが運営していくことをめざしたい。

子どもも参加型まちづくりをめざして

—近江八幡市「ハートランドはちまん議会ジュニア」の活動から—

三年目を迎えた子ども議会

滋賀県近江八幡市では児童の健全育成のための環境整備を自主的・計画的に進めることを目的として、「子どもにやさしい街づくり事業」を実施。平

成八年度には「ハートランドはちまん議会ジュニア」が発足した。対象は市内在住の小学五年から中学二年まで、任期は二年間である。各年度とも、市長による認証式から始め、主に体験学習によるプログラム

山本 克彦 (生涯学習研究所SOPP代表・龍谷大学大学院)

を展開。体験学習やワークショップを中心に様々な活動を行い、年度末には本会議と同様、市長をはじめとし、各部長が回答するという形で、「ハートランドはちまんジュニア議会」を開催している。ここでは昨年度実施した

「遊び場づくりワークショップ」の詳細を紹介する。私たちの遊び場を私たちの手で！ 前述の「ハートランドはちまん議会ジュニア」の活動に対し地域の評価が

高まる中で、この活動に賛同する市内の地主から土地の提供があり、子どもたちを中心にその土地を“遊び空間”として活用するという機会が与えられた。ワークシヨップは全六回開かれ、議会ジュニアのメンバーを中心に、サポーター、市職員、そして土地提供のあった地元住民らで実施された。

ワークシヨップは全六回にわたり、現地を知るフィールド調査、遊び場のイメージ化、イメージの具体化、と進められた。さらに、これらのプロセスを経てまとめられた遊び場の案は、市内の業者に届けられ、子どもたちや地域住民の前で発表されることとなる。遊び場を一緒につくるパートナー（業者）は、そのプランの内容と、伝わる熱意で、みんなが投票によって決めるという形をとった。その後、計画を現場で確認し、自分たちが考えた遊び場を自分たちの手でつくることが実現したのである。

子ども議員が公開入札で投票

—子どものパートナーシップ—

このワークシヨップにおける大きな特徴は、地域のニーズや課題の発見、どのようにすすめるかといった計画が参加者によって行われたことに加え、さらに設計・施工業者が直接的に参加者とネットワークしたことで施工段階までもが参加者と共に実施されたことである。そして何よりも、ワークシヨップで市内六業者の公開入札（プロポ

ーザル方式）が行われ、投票による業者決定という形がとられた点であろう。全投票数のうち、約半数は子どもの票であったことは大きな意味を持つ。また、業者とともに現地へ出向き、施工段階についての十分なコンセンサスを得ていることも重要なポイントである。工事を具体的にを行うにあたっての規制事項や予算面等、十分な合意形成がこの時点で最終確認されたといえる。そして、作業は限定されたものの、子どもの参加の権利が十分に保障された街づくりが実現した。

市内六業者が立派な図面を提示し、真剣な表情で子どもたちに説明をする姿を想像していただきたい。施工実施を共に行うとあって、各業者案を見る参加者の目は真剣であり、業者側も行政との入札以上に緊張感を持って場に臨んだ様子であった。小学生から高齢者まで参加したすべての住民が同じ重さの一票を手に、投票を実施したのである。ただし、子どもたちを前に“選ぶことができる”という権利には大きな責任が伴うことも投票前に十分に確認した。業者によって、おおよそ形づくられた“夢の遊び場”には、その象徴として中央に位置する池へつながる全長四〇mの川がある。川底に石を貼ることが子どもたちの作業の中心であったが、様々な色の石を砕き、思い思いの絵を川底につくりあげる熱心な姿には、街づくりに参加することへの大きな自信とたくましさを感じられた。



沖島での体験新聞づくり

幅広い層が集い、熱心な討論

早稲田大学を会場に、条約の学習講座

第二期学習講座が十月三日から毎週六回にわたり行われた。第一回の模様は、第四十号のニュースレターにて詳しく報告したので、今回は第二回（十月八日）以降を簡単に振り返ることにする。第二回以降は会場を早稲田大学に移して行われた。

今期の学習講座では、「日本に対する国連子どもの権利委員会の総括所見を活かす」を共通テーマに企画された。各回の参加者は高校生や大学生そして社会人や近所の主婦の方など幅広い層の人が集まり、現在の子どもを取り巻く問題の関心の高さがうかがわれた。

〈第二回十月八日〉

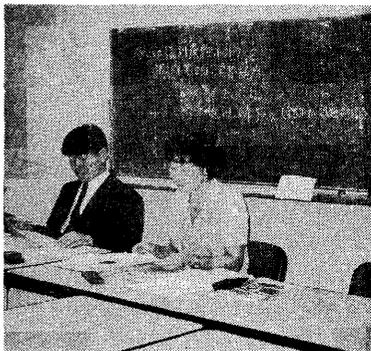
『学校における暴力』

亀田 時子

（全国PTA問題研究会）

自分の息子が受けた教師による体罰の経験が率直に語られた。自分の子どもが体罰を受けたとき親はどうすれば良いのか、行動を起す上での注意点や問題点は何なのか、体罰を無くすためにはどうしたら良いか等を中心にした話です。

亀田さんは子どもが体罰を受けたときの対処方として、第一に、正式なプロセスを経て学校側と接することを指摘。これは正式なプロセスを知らずに誤った方法で学校側と接し、泣き寝入りすることを避けるためと、誠意ある



左は報告する亀田さん
右は司会の天野さん

学校側の対応を得るためである。第二に、親は感情的にならず、子どもがどうしたいかを常に考え、行動すること。これは自分の子どもが体罰を受け、苦しんでいるのを見ると、その教師に対する感情的に対応してしまいがちになるが、一番苦しいのは子どもであり、冷静に「子どもの最善の利益」を求めて行動することが大切だからである。第三に、

学校側と話し合いをする際、学校と完全に対立するのではなく、体罰が再発しないよう、お互いに良い解決に向かうよう努力すること。これも「子どもの最善の利益」を考へてのことである。活発な質疑応答が行われた後に、亀田さんが述べた「今では子どもは楽しく学校に行っている。子どもを守るのは親しかない」という言葉が印象的であった。

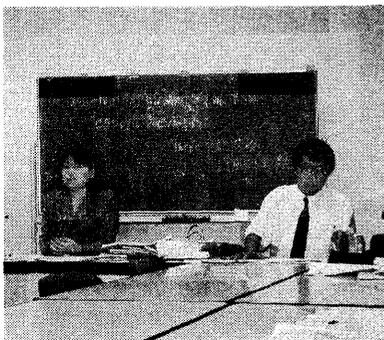
〈第三回十月十五日〉

『セクシャル・ライツを考える』

安部 芳絵

（早稲田大学学生）

「十二、三歳の子ども達がブローカーに売られ、二十歳くらいになるとやつと村に戻ってきます。エイズが発症して客が敬遠するからです。」昨年の夏、タイ北部のチェンライを訪れた時の経験をもとに、アジアでの子どもも買春について報告があった。日本人によるアジアへのセックス・ツアーは、これまで個人としても企業の慰安旅行などでも行われてきたが、エイズ感染のリスクを回避するために、買春のターゲットが年々若年化しているのが現状



左は報告する安部さん
右は司会の藤井さん

である。タイ国内においては、需要に因るために少女・少年の組織的な買田買いが行われ、その犠牲者の多くがタイ国内で抑圧されている少数山岳民族の子ども達であった。マイノリティである子ども達を救うためには、各国のNGOによる買春反対のキャンペーンももちろん重要であるが、同時に子どもにも、「セクシャル・ライツ」を認めることが求められているという。「セクシャル・ライツ」とは性に関する権利全般を指す概念であり、例えば「リプロダクティブ・ヘルス・ライツ（性と生殖に関する権利）」や「同性愛の権利」なども含まれる。子どもも買春があることの背景には、日本での子どももセクシユアル・ライツの視点が欠

落した「性」教育の存在を指摘し、国連子どもの権利委員会の勧告にもあるように、「性」教育の充実が課題である、と指摘した。

後半は、安部さんから「まずは、性の問題を自分が語ることから、隠されてしまいがちな性の問題に目を向けさせることから始めませんか」という提案を受けて、参加者がセクシュアリティについて日頃感じ、考えていることを発言した。

〈第四回十月二十二日〉 『障害をもつ人の 統合教育について』

殿岡 翼

(障害をもつ人々の現在「編集長」)

今年二月「わかこま自立生活情報室」がガイドブック『大学案内98障害者版』を発刊した。この本の発刊と新聞記事の掲載が、障害者の高等教育の受入れや統合教育をめぐる議論の出発点となった。殿岡さんは、自らが体験してきた統合教育やガイドブックの編集過程を通して、大学における障害者の受け入れ状況やその諸問題について言及した。入試制度、入学後の学生生活における問題など障害者の教育への権利状況は厳しく、統合教育実現への道りはまだまだ遠いようだ。しかし、一人の人間が「生きていてよかった」と実感できる教育、まさに生きる権利としての教育への権利や統合教育の重要性をあらためて考えさせられた。

統合教育は、「統合された環境での教育」と「障害をもつ子どもの個々の

ニーズに応じた必要な配慮、個別の教育計画が不可避である」という矛盾とも思われる両側面を合わせもたねばならない。この両者の対立が議論の中心となっており、その対立を乗り越えることは困難と言えよう。しかし、殿岡さんは最後にこう結んでいる。「大変であることは最初からわかっている。しかし、その矛盾を合理的に、違和感なく克服すること、そのために切磋琢磨していくことそのものが統合教育である」と。参加者からは統合教育の法的側面や障害をもつ人同士の交流についてなど多くの質問がなされた。

〈第五回十月二十九日〉 『子どもの権利条約 ワークショップ』

早稲田大学大学院

喜多ゼミナール

「あなたの好きな楽器を思い浮かべてください。次に、あなたと同じ楽器が好きな仲間を、言葉を使わずに身振りだけで見つけてください。」二十数名の参加者からは、一瞬「えっ?!」というどよめきもれた。口に出したら簡単だけれど、言葉を使わないコミュニケーションの難しさが改めて感じられる。学校のなかでは、机に向かう授業が大半であるから、全体体を使うことが恥ずかしいとも思う。共通だと思っていた身振りも、相手には他のものとして伝わっていきなり…。早稲田大学大学院喜多ゼミの安部芳絵さん、天野隆さんの二人をファシリテーターに

始まった権利条約入門ワークショップは、時間が経つにつれて体も心も緊張がほぐれ、「私のお気に入り」というアクティビティが終わる頃には、みんな打ち解けていた。

後半は、「権利の熱気球ゲーム」を子ども・親・高齢者・障害者・教師という五つの立場にわかれて楽しんで。「たいへん!このままでは熱気球が墜落してしまいます。飛び続けるためには、「権利の砂袋」を減らさなければなりません。」熱気球ゲームでは、日頃考えにくい実際の自分の姿とは異なったゲームのなかでのそれぞれ立場から「権利」を感じ取り、自分にとって大事な権利はなにか?を模索。最後は、ワークショップの意義を確認し、参加者の質疑応答を行った。会場は終始気楽な雰囲気、普段の学習講座とはまた違った雰囲気を醸しだしていた。

〈第六回十一月六日〉 『休息・余暇権の 保障を考える』

喜多 明人

(ネットワーク代表委員)

はじめに、国連子どもの権利委員会の勧告をどう活かしていくのか?この勧告の受け止め方について喜多さんは、これまでの学習講座を踏まえ、「政府への勧告」から「私たちが主体となって行動をしていく際のキッカケ」としてとらえることの重要性を説明した。次に、子どもを取り巻く現状について「子どもは、受験や人間関係性にお



早稲田大学大学院喜多ゼミ企画の子ども権利条約ワークショップ風景

いて慢性的に疲れている。しかしながら、おとなはそれを認めようとしないう。その疲れが、「キレる子ども」や「不登校」の問題になっていくことを指摘した。このことを打開する制度として、「休息・余暇権」の制度を提案。その制度的保障の課題として、①「まなざし地獄」からの解放、②「子ども特別休暇」制度の創設、③子ども・若者の「たむろ場」づくり、の三点を指摘。具体的には、①「内申書体制」の撤廃、②年間五日から十日、欠席扱いにならない休暇権の行使、③学校建築や都市計画への子ども・若者参加、などを挙げた。

全六回の学習講座は、これまでにない「セクシュアル・ライツ」「統合教育」「障害」などをテーマにとりあげ、その一つ一つの言葉の定義や課題が改めて明確になる講座だった。次回の第三期にも多くの人が参加することを期待したい。

宮澤信子・吉原史郎・天野隆
(早稲田大学大学院)

参加の権利をパワフルに行使する 子どもたちとそれを支えるおとなたち

～インドプロジェクト児童労働キャンペーンをふりかえって～

甲斐田 万智子 (国際子ども権利センター副代表)

CWCの子どもたち



今年十一月、国際子ども権利センターは、インドから働く子ども三人とNGOのスタッフを日本に招き、東京と大阪でさまざまな児童労働キャンペーンを開催した。このキャンペーンの目的は、単にインドの児童労働の現状をより多くの人々に知らせるということに限らず、児童労働の問題をインドの働く子ども自身が立ち上がって解決しようとしている姿から私たちが学ぶこともあった。今回招聘したのは、「バタフライズ」と「CWC（働く子どもを支援する会）」というNGOで、いずれも、児童労働の問題に取り組みなかで「子ども参加」の理念を固く信じ、日々の活動において子どもが参加の権利を行使する場を保障しているNGOだった。

Butterflies



デリーには
僅か子どもがいっぱい。
バタフライズは、とくにそんな
子どもたちが集まる8つの場所で
活動をしています。↳コンタクト・ポイントとよんでいるよ。

10年目でーす。フフフ。

FROM



1988

バタフライズは1988年
デリーでリタ・パニッカーさんが
創立したNGOです。

ぼくたちはみんな
権利をもって
いるんだ!



インドプロジェクトの若者スタッフ作成

インドの子どもから学ぶ

インドのゲストが、シンポジウム、ワークシヨップ、学校訪問、東京シュールレ訪問、NGO交流会などに参加し、自分たちの実践を分かち合う中で私たちは多くを学ぶことができた。バタフライズは、働く子ども自身が「子ども労働組合」を組織化したり、子ども自身がレストランを運営したりすることで知られているNGOである。しかし、バタフライズの子どもの参加の最も重要な場は、バサルバと呼ばれる子ども会議で、ここで子どもたちは活動内容を決めたり、自分たちの問題を話しあった

り、スタッフへ要求を行ったりする。バタフライズに関わる子どもも多くはストリートチルドレンで、日々厳しい生存との闘いを続けているが、それでも子どもたちは自分たちでお金を出し合って自分たちの活動を行う。スタッフに頼るのは、それでもお金が足りないとときだけだ。バタフライズのリタさんはこう言う。「子ども参加」というのは、特定のプログラムを実施することではなく、私たちが人間関係を結ぶ上で大事にしている根底に流れる考え方のなのだ」と。

子どもにはヴィジョンがある！

CWCは、子ども参加を促進してきた経験が非常に豊かで、示唆に富んだ言葉が多く残してくれた。彼らが子ども組織化を重視してきた結果、ピマサンガという働く子どもの組織には、現在一万三千人の子どもがメンバーとなっている。彼らは、労働時間を削ってミーティングに出席するばかりでなく、社会を変えるために役人と交渉したり、児童労働を解決するためにタスクフォースを結成したりしている。また、最近では、子ども村議会を選出し、おとなの村議会とともに協議して「働く子どもにやさしい村づくり」に参画

している。そして、村レベルだけでなく、国際レベルにおいても働く子どもにとつて重要なことを提言し、政策に影響を及ぼそうとしているのである。以下、一人の参加者の感想を記している。「とにかく、私がこの日（シンポジウム）、来て良かったと思つたのは子どもを支えているカピタさん（CWC）という女性が言った言葉です。「子どもは大人がシニカルで、持てななくなつてしまった夢を、ヴィジョンを教えてください」というのです。そうだ、そうなんだ。うーん。おもわず、涙が出そうになりました。」

子どもの権利条約フォーラム'98



フォーラムをささえた人びと

『学習子どもの権利条約』

もくじ

子どもの権利条約ネットワーク／編
喜多明人・荒牧重人・平野裕二／著

- 第1部 □子どもの権利条約と日本の子ども
- 1 なぜ、いま、子どもの権利条約か
 - 2 誰がどのように条約を活かすか
 - 3 子どもの権利条約と日本社会の子ども
 - 4 いま、子どもの権利は
- 第2部 □子どもの権利条約の実現
- 1 子どもの権利条約実施の課題
 - 2 国連・子どもの権利委員会「総括所見」と日本
- 〔解説と資料〕
- 1 子どもの権利委員会の働き
 - 2 国の動き
 - 3 自治体の動き
 - 4 学会の動き
 - 5 子どもの動き
 - 6 条約の広報、普及
 - 7 条約の検証
 - 8 判例にみる子どもの権利条約
 - 9 政府の条約批准関係基本資料
 - 10 子どもの権利条約全文
- 第3部 □世界の子どもの国際協力
- 1 子どもの権利の国際的保障
 - 2 子どもの権利委員会の動き
 - 3 条約の批准と各国子ども法改革の動き
- 第3部 □子どもの権利条約を読む：
BOOK123 一条約学習のための基本文献

ついに完成！ネットワーク初の単行本

子どもの権利条約ネットワーク編

『学習子どもの権利条約』

(日本評論社刊)

会員に安く！早く郵送します！

条約について勉強したいのですがいい本はありませんか。
条約の実施に向けての取り組みの実例を知りたいのですが？
子ども向けの書物をさがしています。教えてください。

子どもの権利条約ネットワークでは、こんな問い合わせに答えていくために、本格的な学習の手引き、基礎資料(条約基本文献123冊の紹介を含む)を取めた『学習子どもの権利条約』を刊行しました。

ネットワーク会員に限定して、以下の三つのサービスを行います。

会員割引——送料込み・1800円

定価(本体1900円+消費税)の本書を

- (1) 消費税のサービス
- (2) 100円割引サービス
- (3) 発送料サービス

なんと、1800円で、ご自宅に郵送します。

申込み 子どもの権利条約ネットワーク事務所まで
ネットワークあての振込用紙で1800円送金ください。
入金を確認次第、郵送いたします。

(申込みは、電話、ファクスでも受けますので、必ず連絡・発送先を明記ください)

『子どもの権利条約』No.41

1998年12月15日発行

★発行(隔月刊)

子どもの権利条約ネットワーク

〒105-0022 東京都港区海岸

1-6-1-831

Network for the Convention
on the Rights of the Child

ホームページ <http://www.ne.jp/asahi/crc/network/>

Tel. 03-3433-7990

Fax. 03-3433-7369

(月・金曜日/午後1時~午後6時)

★発行人 喜多明人

★編集人 荒牧重人

★年会費 4,000円

学生 2,000円

18歳未満 1,000円

定期購読 5,000円

※郵便振替 00180-2-750150

★印刷 (株)第一プリント

初の子どもの権利総合誌 創刊号好評発売 『季刊子どもの権利条約』(エイデル研究所)

定期購読受付中

子どもの権利条約ネットワークが編集協力をしている『季刊子どもの権利条約』がいよいよエイデル研究所より創刊され、好評を博しています。創刊号の特集は「子どもとおとなのパートナーシップ」で、ほかにも子どもの権利および子どもの権利条約に関する情報・取り組み、さらには意見などを満載しています。

一号の特集は「子どもの居場所と学びを求めて」です。
現在、毎回確実に入手できる定期購読を受付中です。定価は一六〇〇円(年間・六四〇〇円)です。

